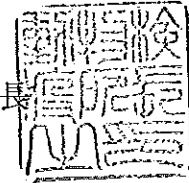


回 事 前 開 覧	課長 課員	担当
	   	
文書主任印	終了 年 月 日	保存期間 永・10・5・2・1
	指示	

26 動検第288号
平成26年6月10日

秋田県 畜産主務部長 殿

農林水産省動物検疫所長



狂犬病予防接種済証等の証明書に使用する筆記具について

動物検疫につきまして、日頃の御理解と御協力に感謝します。

本年4月、痕跡が残らずに書き直せる「消せるボールペン」を悪用した不正についての報道があり、これを受けて、当所にて犬等の輸出入検査時に申請者から提出を受けた狂犬病予防接種済証をはじめとする各種証明書を確認したところ、「消せるボールペン」を使用して作成された証明書が見つかりました。このような筆記具の使用により、獣医師の皆様が記載した内容が変更され、発行いただいた狂犬病予防接種済証等の各種証明書が改ざんされるおそれがあります。

つきましては、このような事例が発生することのないよう、証明書を作成する際は、鉛筆や「消せるボールペン」等の容易に消せる筆記具を使用しないよう、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

